平成２１年（フ）第５５８号
和歌山県海南市冷水361番地
債務者　中野　盛男
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第５７１号
和歌山市黒田157番地の１　アヴァンセ黒田302号
債務者　井上実津枝
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第５７８号
和歌山県岩出市紀泉台１番地の128
債務者　出﨑久美子
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第５８５号
和歌山県海南市小野田501番地３
債務者　北口佐知子
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第５８７号
和歌山県紀の川市名手市場1228番地２
債務者　朝木　祐司
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第５８９号
和歌山県岩出市山980番地の２　413号
債務者　古山　紀子
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第２３６号
釧路市富士見２丁目２番10号
債務者　新妻　英樹
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月２日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第２５４号
釧路市材木町18番13号　高田ハイツ201号
債務者　今野　哲夫
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月２日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第２５５号
釧路市材木町18番13号　高田ハイツ201号
債務者　今野　静子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月２日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第２８５号
釧路市星が浦北２丁目１番40号
債務者　藤原　　彰
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月２日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第２９１号
釧路市桜ケ岡１丁目10番４号
債務者　小林　輝美
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月２日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第３０４号
釧路市宮本２丁目８番134号
債務者　小野寺共子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月２日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第３０７号
釧路市富士見１丁目４番13号　サンポート富士見Ａ棟101号
債務者　竹内　春美（旧姓川初）
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月２日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第６８１号
愛知県西加茂郡三好町園原５丁目１番地４　グランディール三好Ｂ棟201号
債務者　猜ヶ宇都かおり（旧姓磯平）
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月16日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第１８３０４号
埼玉県三郷市戸ケ崎５丁目50
債務者　輪方　義昭
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６９４号
神奈川県藤沢市亀井野１丁目31番地の４大仙ハイツＡ202
債務者　大野絵利子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部